

令和5年12月

伊那市議会定例会議案書

(追加分)

令和5年12月7日

令和5年12月伊那市議会定例会議案（追加分）目次

議案第19号	訴えの提起について……………	3
議案第20号	伊那市一般職の職員の給与に関する条例及び伊那市一般職の任期付 職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例……………	5
議案第21号	伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………	16
議案第22号	伊那市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………	18
議案第23号	令和5年度伊那市一般会計第8回補正予算について……………	21

訴えの提起について

下記のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 事件名 不正受給生活保護費返還請求事件

2 当事者 原告 伊那市
被告 伊那市内在住の男性

3 事件の概要

被告は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定が適用されない外国籍を有する者であったが、生活に困窮していると申請があり、人道上の見地から生活保護法を準用し、令和元年8月16日から生活保護費を受給していた。

被告は、令和3年1月から就労し、年間約300万円の収入を得ていたにもかかわらず、必要な手続である収入申告をしていなかった。

その後、就労による収入があることが発覚したため、令和5年3月1日付けで生活保護は廃止し、その間に被告が受給した生活保護費について返還を求めてきたが、いまだ返還がなく、また、返還に係る協議にも応じないため、訴訟を提起せざるを得なくなったものである。

4 請求の趣旨

(1) 被告は、原告に対して、不正受給した生活保護費2,728,162円を返還せよとの判決を求める。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とするとの判決を求める。

5 訴訟遂行の方針

(1) 顧問弁護士を訴訟代理人とする。

(2) 和解、上訴その他本件の処理に関する事項は、市長に一任する。

6 提訴裁判所 長野地方裁判所伊那支部

令和5年12月7日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

不正受給した生活保護費について、度重なる請求にもかかわらず返還に応じない者に対し、訴えにより返還を求めるため、提案するものであります。

伊那市一般職の職員の給与に関する条例及び伊那市一般職の任期付職員
の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(伊那市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 伊那市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年伊那市条例第39号)
の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第44条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」
を「第26条の8に規定する特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第48条第1項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、
「100分の100)」の次に「、12月に支給する場合には100分の125
(特定幹部職員にあっては、100分の105)」を加え、同条第2項中「100
分の100」を「100分の100)」に、「100分の57.5」とを
「100分の57.5)」と、「100分の125」とあるのは「100分の
70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とに改める。

第52条第1項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」
を、「100分の120)」の次に「、12月に支給する場合には100分の
105(特定幹部職員にあっては、100分の125)」を加え、同項第2号中
「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の
57.5)」の次に「、12月に支給する場合には100分の50(特定幹部職員
にあっては、100分の60)」を加える。

第57条中「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ
等対策」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前 再任用		円	円	円	円	円	円	円
短時間 勤務職 員以外 の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800

6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200

62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			
109		300,500	349,500			
110		300,900	349,900			
111		301,300	350,200			
112		301,600	350,500			
113		301,800	351,000			
114		302,000				
115		302,300				
116		302,700				
117		302,900				

	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

医療職給料表（1）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	384,700	466,600	526,900	594,700
	2	387,200	469,600	529,600	597,000
	3	389,600	472,400	532,100	599,200
	4	392,000	475,300	534,700	601,500
	5	394,100	477,800	537,100	603,700
	6	397,600	480,800	539,100	605,800
	7	401,100	483,800	540,900	608,000
	8	404,500	486,600	542,800	610,000
	9	408,100	488,700	544,600	611,900
	10	411,600	491,200	547,300	614,000
	11	415,200	493,900	549,800	616,100
	12	418,700	496,400	552,200	618,200
	13	422,200	499,100	554,400	620,300
	14	426,100	502,500	556,900	622,200
	15	430,000	505,500	558,900	624,300
	16	433,600	508,800	561,000	626,400
	17	437,200	511,800	563,000	628,300
	18	440,700	514,400	565,200	630,300
	19	444,200	516,800	567,400	632,300
	20	447,700	519,300	569,500	634,100
	21	451,300	521,900	570,900	635,900
	22	455,000	523,900	573,300	637,700
	23	458,400	525,500	575,600	639,500
	24	461,700	527,100	577,800	641,300
	25	465,000	528,800	579,800	642,900
	26	467,500	531,000	582,100	644,700
	27	470,000	533,100	584,300	646,500
	28	472,300	535,100	586,600	648,300
	29	474,400	537,200	588,700	649,900
	30	476,100	539,300	590,900	651,700
	31	477,800	540,900	593,200	653,500
	32	479,600	542,600	595,300	655,300
	33	481,500	544,500	597,100	656,900
	34	483,700	546,000	599,200	658,700
	35	485,800	547,800	601,300	660,400
	36	487,800	549,600	603,300	662,100
37	489,700	551,500	605,400	663,700	

38	491,900	553,500	607,100	665,300
39	494,000	555,300	608,900	666,700
40	496,000	557,200	610,700	668,300
41	498,000	559,000	612,300	669,800
42	498,700	560,700	614,100	671,200
43	499,300	562,400	615,900	672,600
44	500,000	564,200	617,500	673,900
45	500,900	566,000	618,900	675,100
46	502,200	567,800	620,600	676,100
47	503,500	569,500	622,400	677,100
48	504,800	571,200	624,100	678,100
49	505,600	572,800	625,600	679,100
50	506,400	574,500	626,900	680,000
51	507,200	576,200	628,200	680,900
52	507,700	577,900	629,500	681,800
53	508,500	579,800	630,500	682,600
54	509,300	581,000	631,800	683,500
55	510,000	582,200	633,100	684,400
56	510,700	583,400	634,400	685,300
57	511,400	584,400	635,400	686,200
58	512,300	585,400	636,200	687,100
59	513,000	586,300	637,000	688,000
60	513,600	587,100	637,800	688,700
61	514,100	587,900	638,700	689,600
62	514,600	588,600	639,500	690,500
63	515,000	589,300	640,400	691,400
64	515,400	589,900	641,200	692,300
65	515,700	590,600	642,100	693,200
66		591,300	643,000	
67		591,900	643,700	
68		592,500	644,600	
69		592,800	645,500	
70		593,400	646,300	
71		594,100	647,200	
72		594,800	648,100	
73		595,200	648,900	
74		595,800	649,800	
75		596,500	650,700	
76		597,200	651,400	
77		597,600	652,200	
78		598,200	653,100	
79		598,800	654,000	
80		599,300	654,900	
81		599,900	655,700	
82		600,400	656,600	
83		600,900	657,500	
84		601,400	658,400	
85		601,800	659,200	
86		602,400	660,100	
87		602,800	661,000	
88		603,300	661,900	
89		603,800	662,700	
90		604,400		
91		605,000		
92		605,400		
93		605,900		

	94		606,500		
	95		607,100		
	96		607,600		
	97		608,100		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		417,300	459,700	514,300	587,400

医療職給料表（2）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400
	2	184,900	212,900	255,000	273,300
	3	186,400	214,900	256,500	274,100
	4	187,800	216,800	257,900	274,900
	5	189,300	218,800	259,100	275,400
	6	190,800	220,600	259,900	276,300
	7	192,300	222,400	260,700	277,000
	8	193,800	224,100	261,400	277,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800
	10	196,700	227,200	262,800	279,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200
	13	201,200	230,800	265,100	282,100
	14	203,200	231,800	266,000	283,000
	15	205,300	232,800	266,800	283,900
	16	207,300	233,700	267,700	284,800
	17	209,300	234,800	268,200	285,800
	18	211,300	236,200	269,000	286,800
	19	213,400	237,600	269,800	287,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200
	22	219,000	241,400	272,000	291,600
	23	220,700	243,100	272,700	292,800
	24	222,400	244,500	273,500	294,000
	25	223,700	245,700	274,300	295,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500
	27	226,100	248,400	275,800	297,900
	28	227,100	249,700	276,600	299,300
	29	228,200	251,100	277,600	300,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900
	32	230,500	253,600	281,300	304,100
	33	231,600	254,400	282,500	305,300
	34	232,800	255,300	283,800	306,700
	35	233,900	256,200	284,900	308,100
	36	234,900	256,900	286,100	309,500
	37	235,900	257,600	287,500	310,800
	38	237,200	258,500	288,600	312,100
	39	238,500	259,400	289,700	313,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900
41	240,500	260,700	291,700	316,400	

42	241,500	261,500	292,900	317,800
43	242,500	262,300	294,100	319,200
44	243,500	263,000	295,300	320,500
45	244,500	263,700	296,400	321,300
46	245,500	264,400	297,700	322,700
47	246,400	265,100	299,000	324,100
48	247,200	265,800	300,200	325,600
49	248,000	266,500	301,300	326,700
50	248,900	267,300	302,500	328,000
51	249,800	268,000	303,700	329,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600
53	251,200	269,800	306,400	331,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200
55	253,000	272,000	309,000	334,500
56	253,800	273,200	310,200	335,800
57	254,500	274,400	311,000	336,700
58	255,400	275,800	312,200	338,000
59	256,000	277,100	313,400	339,200
60	256,800	278,400	314,800	340,500
61	257,500	279,600	315,900	341,500
62	258,200	280,800	317,200	342,400
63	258,900	281,900	318,400	343,500
64	259,600	283,000	319,600	344,700
65	260,200	284,000	320,800	345,800
66	260,900	285,200	322,100	347,000
67	261,500	286,400	323,300	348,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200
69	262,700	288,400	325,200	350,200
70	263,300	289,800	326,300	351,200
71	264,100	291,100	327,400	352,300
72	264,900	292,300	328,300	353,400
73	266,100	293,300	329,400	354,200
74	267,200	294,600	330,100	355,300
75	268,200	295,800	331,200	356,400
76	269,200	297,000	332,300	357,400
77	270,100	298,300	333,400	358,100
78	271,000	299,500	334,600	358,900
79	271,900	300,700	335,700	359,700
80	272,800	301,900	336,800	360,400
81	273,600	302,400	337,900	361,000
82	274,500	303,600	339,000	361,500
83	275,400	304,700	340,000	362,100
84	276,000	305,800	341,100	362,600
85	276,700	306,900	342,000	363,200
86	277,400	308,100	343,000	363,700
87	278,100	309,300	343,900	364,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800
89	279,600	311,500	345,800	365,200
90	280,400	312,700	346,600	365,600
91	281,200	313,900	347,400	366,200
92	282,000	315,000	348,200	366,700
93	282,800	315,800	348,800	367,000
94	283,800	316,500	349,400	367,500
95	284,700	317,200	350,100	367,900
96	285,600	317,800	350,700	368,200
97	286,200	318,300	351,100	368,800

98	286,800	318,600	351,500	369,300
99	287,400	319,200	352,000	369,800
100	288,300	319,800	352,400	370,300
101	289,100	320,200	352,900	370,900
102	289,900	320,800	353,300	371,400
103	290,700	321,400	353,800	371,900
104	291,500	321,900	354,200	372,300
105	292,100	322,300	354,500	372,900
106	292,600	322,800	355,000	373,400
107	293,100	323,300	355,400	373,900
108	293,500	323,800	355,700	374,400
109	293,700	324,200	356,200	375,000
110	294,000	324,600	356,700	375,400
111	294,200	324,900	357,200	375,900
112	294,500	325,200	357,700	376,400
113	294,800	325,500	358,200	377,000
114	295,000	325,900	358,700	
115	295,300	326,300	359,200	
116	295,500	326,600	359,600	
117	295,800	326,800	360,000	
118	296,100	327,100	360,400	
119	296,400	327,500	360,900	
120	296,700	327,700	361,400	
121	297,000	327,900	361,800	
122	297,400	328,200	362,300	
123	297,700	328,500	362,800	
124	298,100	328,800	363,300	
125	298,300	329,000	363,600	
126	298,500	329,300		
127	298,800	329,700		
128	299,200	329,900		
129	299,400	330,100		
130	299,700	330,300		
131	300,100	330,700		
132	300,500	330,900		
133	300,700	331,200		
134	301,000	331,600		
135	301,400	332,000		
136	301,700	332,400		
137	301,900	332,700		
138	302,200	333,100		
139	302,600	333,500		
140	302,900	333,900		
141	303,100	334,200		
142	303,500	334,600		
143	303,900	334,900		
144	304,200	335,300		
145	304,400	335,600		
146	304,600	336,000		
147	304,900	336,400		
148	305,300	336,800		
149	305,500	337,100		
150	305,700	337,500		
151	306,000	337,900		
152	306,300	338,300		
153	306,700	338,600		

	154	306,900			
	155	307,100			
	156	307,400			
	157	307,700			
	158	308,000			
	159	308,300			
	160	308,600			
	161	309,000			
	162	309,300			
	163	309,600			
	164	309,900			
	165	310,300			
	166	310,600			
	167	310,900			
	168	311,200			
	169	311,600			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		236,100	256,400	263,600	273,800

第2条 伊那市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第48条第1項中「、6月に支給する場合には100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の100）、12月に支給する場合には100分の125（特定幹部職員にあっては、100分の105）」を「100分の102.5」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

第52条第1項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の120）、12月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の48.75」に、「100分の57.5）、12月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）」を「100分の58.75」に改める。

（伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年伊那市条例第229号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
----	------

1	380,000円
2	427,000円
3	477,000円
4	539,000円
5	615,000円
6	718,000円
7	839,000円

第5条第2項中「100分の165」との次に「、100分の125」とあるのは「100分の175」とを加える。

第4条 伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（伊那市一般職の職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「給与条例」という。）第2条及び第57条の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の伊那市一般職の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(市長への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(伊那市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 5 伊那市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年伊那市条例第202号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第44条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「第26条の8に規定する特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第20条中「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に改める。

令和5年12月7日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

国家公務員に対する人事院勧告の内容を踏まえた一般職の職員等の給料月額等の改定等を行うため、提案するものであります。

伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 伊那市特別職の職員の給与等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書中「100 分の 165」との次に「、「100 分の 125」とあるのは「100 分の 175」と」を加える。

第 8 条第 1 項中「期末手当基礎額に」の次に「、「6 月に支給する場合には」を、「100 分の 165」の次に「、「12 月に支給する場合には 100 分の 175」を加える。

第 2 条 伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 165」と、「100 分の 125」を「100 分の 122.5」に、「100 分の 175」を「100 分の 170」に改める。

第 8 条第 1 項中「、「6 月に支給する場合には 100 分の 165、12 月に支給する場合には 100 分の 175」を「100 分の 170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の伊那市特別職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
（給与等の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、改正後の条例の規定による給与等の内払とみなす。

令和 5 年 12 月 7 日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

国家公務員に対する人事院勧告の内容を踏まえた特別職の職員等の期末手当の額の改定を行うため、提案するものであります。

伊那市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊那市国民健康保険税条例（平成 18 年伊那市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条に次の 1 項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 24 条の 30 の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 5 条の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 6 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 7 条の 2 の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 8 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 9 条の 2 の規定により算定した被保険者均等割額（第 1

項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の伊那市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和 5 年 1 2 月 7 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 1 号）の施行に伴い、こども・子育て支援の拡充に係る所要の改正を行うため、提案するものであります。

令和 5 年度伊那市一般会計第 8 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市一般会計第 8 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 7 日提出

伊那市長 白 鳥 孝